

青森県むつ市「使用済燃料税」の新設

青森県むつ市から協議があった法定外普通税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設されるむつ市使用済燃料税の概要は以下のとおりです。

なお、同意に当たり、別添のとおり地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づき、通知を发出しております。

課税団体	青森県むつ市
税目名	使用済燃料税（法定外普通税）
課税客体	使用済燃料貯蔵施設における使用済燃料の貯蔵
課税標準	・ 課税標準の算定期間内の使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量とする。 ・ 重量は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を合計した重量を12で除して得た重量とする。 ・ 課税標準の算定期間とは、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間をいう。
納税義務者	使用済燃料貯蔵事業者
税率	1キログラムにつき620円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）7,440千円 （平年度）7,440千円
非課税事項	－
徴税費用見込額	－
課税を行う期間	条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

- ・ 令和4年 3月18日 むつ市議会にて改正条例案可決
- ・ 同 年 3月26日 総務大臣協議
- ・ 同 年 9月 6日 総務大臣同意

（※）改正条例施行日：未定

総税企第86号

令和4年9月6日

むつ市長 宮下 宗一郎 殿

総務大臣 寺田 稔



青森県むつ市法定外普通税「使用済燃料税」の同意にあたって

法定外税については、創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であり、特に、本件のように、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要です。

本件については、令和2年4月から令和4年2月までの間、貴市と特定納税義務者との間で累次にわたって協議が行われ、受け入れに係る課税を取りやめ、貯蔵に係る課税について税率を見直すこととする等、納税者の理解を得るよう努めていると承知していますが、特定納税義務者の理解を得て本条例が施行されることが望ましいことから、引き続き特定納税義務者の理解を得るための努力を続けていただくようお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。